

平成 30 年 11 月 30 日

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸孝 殿

学校法人東京医科大学  
理事長 矢崎 義雄

### 回答書

前略 貴法人からの平成 30 年 11 月 16 日付け「申入れ事項の追加のご連絡及び回答の要請」と題する書面（以下、「貴書面」といいます。）を受領いたしました。

貴書面におかれましては、第三者委員会からの本年 10 月 23 日付け「第一次調査報告書（平成 29 年度及び平成 30 年度入試の検証報告と是正措置の提言）」（以下、「第一次報告書」といいます。）を踏まえて、入学検定料相当額の損害賠償の対象者を追加するとともに、同損害賠償等の対応について、今後の第三者委員会の調査結果を待たずに、本学の対応方針を回答するように、要請されるものと理解いたしました。

今般、第一次報告書において、平成 29 年度および平成 30 年度入学試験における問題行為の具体的内容が指摘されたところですが、それ以前の年度における問題行為の具体的内容や、その経緯、原因等については、今後の第三者委員会の調査結果において明らかにされることとなります。

今般の問題行為への対応におきましては、不平等が生じないように極力慎重に検討いたしたく、今後の第三者委員会の調査結果も踏まえて、判断させていただきたく存じます。

以上